

請 願 文 書 表

受 理 番 号 第 131 号

受理年月日 令和 5 年 5 月 31 日

件 名 請願第 2 号 陸上自衛隊勝連分屯地への地対艦ミサイル
部隊配備及び陸上自衛隊沖縄訓練場への兵たん部隊配置
等、私たちの生命財産を脅かす全ての施策に反対し、私
たちの生命財産を守るための意見書の提出を求める請願

要 請 者 沖縄県沖縄市仲宗根町 35-3 2F
第 4 次嘉手納基地爆音差止訴訟原告
団 長 新 川 秀 清

紹 介 議 員 江田守恭、大城友誼

会 議 別 第 526 回読谷村議会定例会

請願の要旨

先の大戦において地上戦を経験した沖縄県民は、沖縄を二度と戦場にしない恒久平和を誓った。

しかし、岸田内閣が 2022 年 12 月 16 日に閣議決定した安保関連 3 文書は沖縄を再び戦争に巻き込むことを想定している。特に陸上自衛隊勝連分屯地への地対艦ミサイル部隊配備及び陸上自衛隊沖縄訓練場への弾薬や物資支援などを担う兵たん部隊配置は私たちの生命財産を脅かすものである。

戦後、沖縄は米軍基地被害を強いられ、その軽減、改善が図られないままに、また危険にさらされようとしている。しかも、被害の原因となった日米基地が正に標的となるのは火を見るより明らかである。

私たちは、住民の生命財産を守らない政府計画に加担することはできない。マスコミ報道によれば、浜田防衛大臣はインタビュー記事で地上戦に巻き込まれる恐れのある県民保護は今後の検討課題とすると述べるのみだ。ミサイル配備や司令部の地下化等が計画されているのに住民保護は何ら検討されていない。

私たちは、私たちの生命財産を脅かす全ての施策に反対し、沖縄を二度と戦場にしないという恒久平和の誓いを実現し、私たち、うちなーんちゅの生命財産を守ることを決意した。

よって、陸上自衛隊勝連分屯地への地対艦ミサイル部隊配備及び陸上自衛隊沖縄訓練場への弾薬や物資支援などを担う兵たん部隊配置、先島へのミサイル配備、司令部の地下化等々に反対するとともに、下記事項の実現を強く求める。

記

- 1 沖縄を再び戦場にしないために、すべての沖縄の自衛隊基地の機能強化を止め、対話による平和外交に徹すること。
- 2 沖縄の基地負担を軽減すること。
- 3 沖縄をアジアの玄関口として位置づけ、平和の拠点とすること。

昨年 12 月 16 日岸田内閣は安保関連 3 文書を閣議決定し、沖縄県内各地の自衛隊基地の機能強化策が発表された。標記の自衛隊基地へのあらたな部隊配備等はその現れである。

嘉手納爆音訴訟原告団は 1982 年 2 月に第 1 次訴訟を提訴し、静かな夜を返せとのスローガンのもと 40 年以上にわたり裁判闘争を展開してきた。しかし、第 3 次訴訟に至るまで、裁判所は爆音の違法性を認定しながらも、原告の悲願である夜間の米軍機の飛行差止めを認めない。

一向に改善されない爆音被害については、裁判所も「本件飛行場における合衆国軍隊の活動は、その周辺住民という一部少数者に軽視することのできない被害を及ぼしている。国民全体が利益を受ける一方で、一審原告らを含む一部少数者に特別の犠牲が強いられているといわざるを得ず、ここには、看過することのできない不公平が存する。」「(騒音防止)協定の少なからぬ部分が十分に履行されていない…一審被告がアメリカ合衆国に騒音防止協定の履行を求める実効的な措置を具体的に採った事実を認めるに足る証拠はない。」「一審被告に損害賠償を命じた第一次…、第二次…の判決が確定しているにもかかわらず、現在に至っても周辺住民が爆音被害に曝されている」(2019 年 9 月 11 日第三次嘉手納基地爆音差止訴訟控訴審判決要旨(福岡高裁那覇支部))と指摘している。

去る大戦に敗れ占領下におかれた日本は自らの独立のために沖縄を米国の施政権下においた。沖縄戦の悲劇は継続され、広大な嘉手納基地の被害を被る周辺住民が提訴したのが爆音訴訟である。

ところが昨今の日本の動きは「台湾有事は日本有事」との言葉にも示されるように米中覇権争いに端を発する紛争に日本が関わるべきだとの主張が声高に喧伝されている。そこには沖縄をして紛争の盾にしようとの思惑が見て取れる。県内自衛隊基地へのミサイル部隊配備計画は沖縄が標的になることを前提としたものである。今回の戦略構想について、マスコミ報道によれば、高橋杉雄氏(防衛研究所)のインタビューを踏まえ次のように解説する。「現状では中国の戦力が優位にあり『中国のミサイル攻撃そのものを阻止するのは難しい』(高橋氏)と想定した上で、攻撃を受けながらも対艦攻撃などによって海上で足止めし、台湾や尖閣への上陸を防ぐことで日米側の『現状維持』という目的を達成するという考え方に立つ。半年から1年『時間を稼ぐ』ことができれば他地域に展開している米軍が駆け付け、中国の行動を阻止できるとの算段だ。」つまり、沖縄が戦場となって、半年から1年程度戦況を持ちこたえる間に米軍が参戦するのを待つという戦略だ。先の大戦で沖縄を捨石にした作戦と同様だ。戦後、沖縄は基地被害を強いられ、その軽減、改善が図られないままに、今、また危険にさらされようとしている。しかも、被害の原因となった基地が正に標的となるのである。

私たちは、住民の生命財産を守らない政府計画に加担することはできない。マスコミ報道によれば、浜田防衛大臣はインタビュー記事で「国民保護に対する部隊などの整備の具体的な内容は今後検討していく」と述べただけで、地上戦に巻き込まれる沖縄県民の保護について、今後検討すると述べるのみだ。ミサイル配備や司令部の地下化等、戦場になることを想定されている現状においても、住民保護について何ら検討されていない。

以上、本請願に至った理由をご理解いただき、貴議会において意見書を採択していただければ幸いです。